

平成17年度化学物質管理目標等報告の概要

県では、平成16年3月に改正された神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」といいます。）の第42条に基づき、県域^{*1}の特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律（以下「PRTTR法」といいます。）の届出対象事業者に対して、事業所ごとにPRTTR法届出対象化学物質について化学物質管理目標を作成、報告することを義務付けるとともに、県は結果を取りまとめて公表することとしています。

本報告は、条例に基づく最初の報告となる平成17年度の報告を取りまとめたものです

※1 条例の適用外である横浜市及び川崎市を除いた地域。

1 報告状況

条例第42条に基づく平成17年度の報告は、県域全体で956事業所^{*2}からありました。業種別では、燃料小売業（ガソリンスタンド等）が376事業所と最も多く、全報告数の約40%を占めていました（表1、図1）。

※2 報告書の本表の全提出数。

表1 業種別報告事業所数

業 種	報告事業所数(比率%)
燃料小売業	376 (39.3%)
自動車整備業	82 (8.6%)
化学工業	76 (7.9%)
輸送用機械器具製造業	71 (7.4%)
電気機械器具製造業	48 (5.0%)
上記以外の業種	303 (31.7%)
計	956 (100%)

図1 業種別報告事業所数

